

鹿島都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

平成16年3月

佐 賀 県

はじめに

(1) マスタープランの位置づけや役割について

平成12年5月の都市計画法の改正により、地域の実情に応じたまちづくりが可能となるように都市計画制度の充実が図られ、平成16年5月までに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を策定するよう法定化されました。

都市計画マスタープランには、県が定めるマスタープランと市町村が定めるマスタープランの2つの種類があります。そのうち県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。一方、市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」は、県が定めるマスタープランに即して、まちづくりの全体構想や地域別構想を定めるものです。

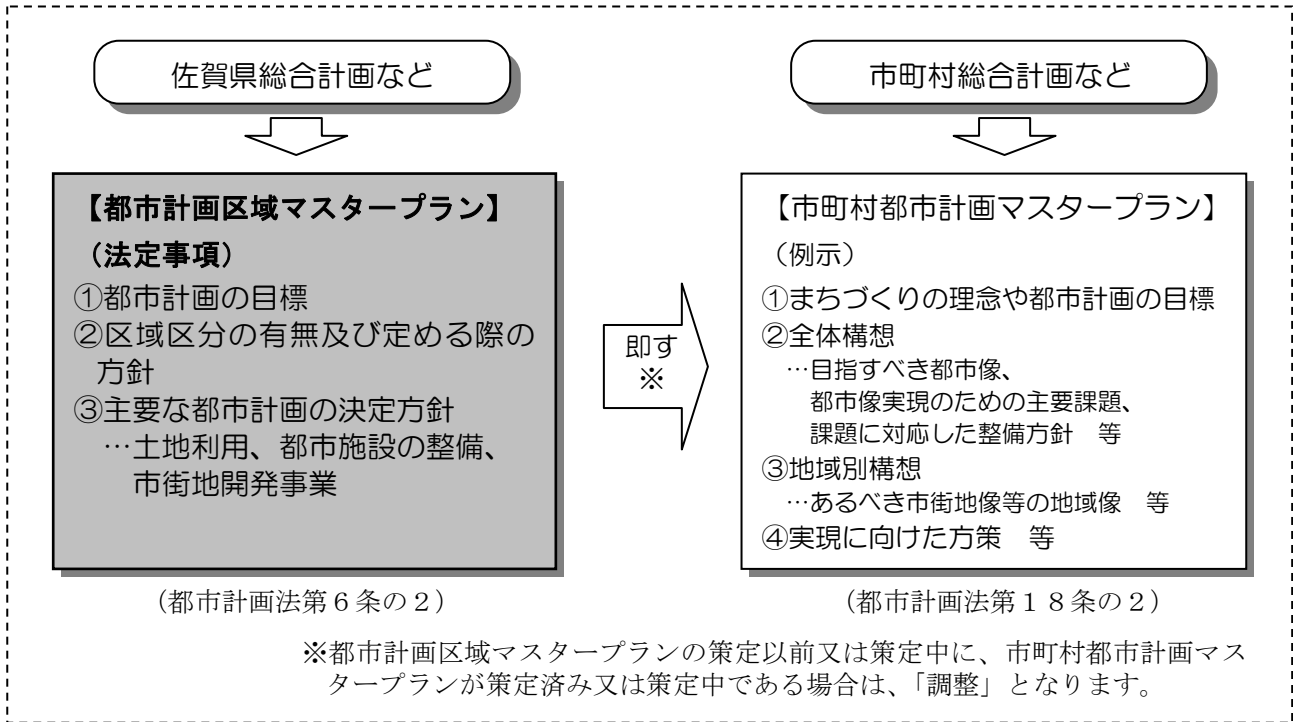
また、「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を定めることから、福祉施策、産業や観光等の振興施策に関する計画は対象としませんが、総合計画に掲げられている施策を、都市計画制度を活用して、側面から支援する役割も担っています。（図1参照）

(2) マスタープランの記述内容について

都市計画区域マスタープランでは、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無」「主要な都市計画の決定方針」の3項目が法定事項となっています。

- 1) 「都市計画の目標」では、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを考慮しつつ、当該都市計画区域の広域的位置づけ等に留意し、概ね20年後のまちの将来像を描いて、都市づくりの将来ビジョンと、整備の基本的な方向を示します。
- 2) 「区域区分の決定の有無」では、現行の線引き都市計画区域については、市街地の拡大の可能性などの観点から、また現行の非線引き都市計画区域については、広域的な拠点性を有しているか否かなどの観点から、それぞれ区域区分を行うか否かを決定し、区域区分を行う場合には、その方針を示します。
- 3) 「主要な都市計画の決定方針」は、「都市計画の目標」の実現に向けて、「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」「自然的環境の整備又は保全」の4つの項目について方針を示します。
 - ① 「土地利用」では、商業・業務地、工業地、住宅地、農地・集落等、森林などの大まかな土地利用のゾーニングを行い、土地利用の方針を示します。
 - ② 「都市施設の整備」では、道路、公園、下水道、河川などの都市施設のうち、広域的な連携や交流を支えるものや、都市の根幹的な構造を支えるものを対象として、その都市施設の整備の方針を示します。
 - ③ 「市街地開発事業」では、密集市街地の改善や、低未利用地の有効利用などについて、市街地の整備の方針を示します。
 - ④ 「自然的環境の整備又は保全」では、良好な自然的環境を構成する緑地等について、環境保全、レクリエーション、景観などに関する方針を示します。

図-1



目 次

1	都市計画の目標	1
	(1) 将来ビジョン	1
	(2) 整備の基本方向	2
2	区域区分の決定の有無	4
	(1) 区域区分の決定の有無	4
	(2) 区域区分を行わない理由	4
3	主要な都市計画の決定の方針	5
	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
	1) 市街地の土地利用の方針	
	2) 市街地外の土地利用の方針	
	3) 主要な拠点の位置づけ	
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	7
	1) 道路の整備方針	
	2) 河川の整備方針	
	3) 下水道の整備方針	
	(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	10
	1) 基本方針	
	2) 市街地の整備方針	
	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
	1) 基本方針	
	2) 主要な緑地等の配置の方針	
	参考附図（整備、開発及び保全の方針図）	12
	参考資料	13
	・区域区分の有無の判断フロー	
	・用語説明	

(注1) 計画書にある図、写真は参考のために掲載している。

(注2) 「都市計画の目標」における「整備の基本方向」の中で、波線を付している箇所は、本区域のまちづくりの資源やまちづくりの方向性を特徴的に示している部分を指す。

1 都市計画の目標

(1) 将来ビジョン

本区域は、知名度の高い観光地として、祐徳稲荷神社に代表される歴史・文化資源や豊かな自然に恵まれている。南部地域において、佐賀県内・外の都市との広域観光・交流ネットワークの実現に向け、中心性を持った各種都市機能が充実したまちづくりを進めることが求められており、概ね20年後を目標に本区域が目指すまちの姿として、以下のAからCまでの将来ビジョンを設定する。



A 武雄市や嬉野町をはじめ周辺都市と多様な交流を促進するまち

本区域は、日本三大稲荷の一つである祐徳稲荷神社や、肥前浜宿や鹿島城址周辺の歴史的街並みなどの、歴史文化資源に恵まれている。また、山・川・海を一体として環境保全活動に力を入れ、森づくり、緑のまちづくりを進めている。

こういった、歴史、文化、自然資源を活かしながら、同じく南部地域の中心的な都市である武雄市や嬉野町との連携を強化し、相乗的な魅力の向上を目指す。



肥前浜宿の酒蔵通り

B 自然的環境と調和した良好な居住環境を提供できるまち

市街地の周辺に広がる農地や西側の丘陵部の樹林地などの豊かな緑、有明海の干潟などの恵まれた自然的環境と調和した良好な居住環境のまちを目指す。

また、都市的な生活の利便性が高く、高齢者などすべての人に配慮した安全で安心し、快適に暮らせる良好な居住環境を備えたまちを目指す。



鹿島市の市街地

C 南部地域の中心都市として産業活力にあふれるまち

JR肥前鹿島駅周辺における中心市街地の活性化を図ることにより、高い生活利便性を提供できるまちを目指す。

また、既存工業団地等における工業機能の充実・維持を図ることにより、様々な産業活力を育むまちを目指す。



鹿島市のシンボルロード「スカイロード」

(2) 整備の基本方向

本区域は、日本三大稲荷の一つである祐徳稲荷神社をはじめとして、鹿島城址、旧武家屋敷の街並み、肥前浜宿の酒蔵通り、浮立など数多くの歴史・文化の観光資源に恵まれている。また、鹿島市においては、多良岳山系から広がる森林地帯や有明海沿岸に広がる干潟など貴重な自然的環境を保全するため、「山の日」の制定に象徴されるように環境保全活動に力が入れられている。

本区域のまちづくりの方向として、このような観光、歴史、文化、自然など多岐にわたる資源を活かしながら、南部地域内における武雄市や嬉野町、太良町、有明町との生活、産業、観光面での連携や、中部地域の佐賀市との生活、産業、観光面での連携、長崎県大村市や諫早市などの県外の都市との産業、観光面における交流を充実・促進し、広域の産業及び観光・交流ネットワークを実現することが求められている。

このため、本区域においては、前項の将来ビジョンの実現に向けて、生活、産業、観光面にわたる各種都市機能の充実に努めるが、中でも特に、南部地域の中心都市の一つとして、歴史・文化資源を活かした観光機能や、商業等の都市機能の強化を目指す。そのためにも、有明海沿岸道路等の整備や周辺都市との連携・交流の促進などを進めて、広域交流ネットワークの形成を図るとともに、多良岳から有明海までを一体と捉えた環境保全の取り組みを促進して、歴史・文化・自然資源の保全と活用などに取り組む。

将来ビジョンの実現に向けた整備の基本的な方向を以下に示す。

「A 武雄市や嬉野町をはじめ周辺都市と多様な交流を促進するまち」の整備の方向

① 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり

本区域は、日本三大稲荷の一つである祐徳稲荷神社のほか、鹿島城址、旧武家屋敷の街並み、肥前浜宿の酒蔵通りといった歴史・文化の観光資源を有し、レクリエーション機能を有する蟻尾山公園もあり、また、鹿島市では、山・川・海を一体として環境保全活動に力を入れ、「山の日」を制定するなど森づくり、緑のまちづくりを進めている。こういった歴史、文化、自然の多様な資源を活かすとともに、環境保全に対する姿勢をさらに展開させたまちづくりを進める。

② 武雄市や嬉野町との連携・交流を促進する幹線道路の整備

本区域と武雄市方面を連絡する国道498号や嬉野方面を連絡する（主）鹿島嬉野線の機能強化により、南部地域の中心的な都市である3都（武雄市、鹿島市、嬉野町）間相互の観光面などの連携・交流の活性化を図る。さらに、本区域と県内・県外の広域的な観光ネットワークの強化に向け、有明海沿岸道路の整備を図る。

「B 自然的環境と調和した良好な居住環境を提供できるまち」の整備の方向

① 豊かな自然的環境を保全、活用した多様な居住形態の提供

本区域には、祐徳稲荷神社周辺や蟻尾山の森林や干潟など貴重な自然的環境を有しており、これらの保全を図るとともに、レクリエーション空間としての活用を図る。

また、既成市街地周辺に広がる水田地帯等については、農地として保全するだけでなく、景観的な観点からも重要であるため、田園景観の保全を図る。

また、これら多様な自然的環境と調和した田園居住や多自然型の居住形態、中心市街地周辺の都市的利便性の高い居住形態など、多様な居住スタイルの提供を図るとともに、公共下水道等の都市基盤施設が充実した、快適な居住環境の整備を図る。

② 秩序ある土地利用の推進

国道 207 号バイパス沿道における無秩序な開発を防ぐため、新たな宅地開発においては、周辺環境と調和のとれた都市的土地利用を図るため、計画的な規制・誘導を図る。

③ ユニバーサルデザインの理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり

中心市街地におけるバリアフリー化、幹線道路における歩道整備等を進め、高齢者や子育て世代など誰もが安心してまちへ出かけ、みんなが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

また、本区域では過去において浸水被害や高潮被害を受けており、今後、災害から住民の生命や財産を守るために、河川の整備などにより安全・安心なまちづくりを図る。

「C 南部地域の中心都市として産業活力にあふれるまち」の整備の方向

① 中心市街地の活性化

JR 肥前鹿島駅周辺の既存商店街を中心とし、商業・業務機能の集積強化、駅前広場の整備、街路整備等を図り、中心市街地の活性化を図る。

② 産業拠点としての都市基盤の強化

大村方工業団地や浜工業団地のほか、北部の国道 207 号沿道の工業集積地などにおける、既存企業の高度化や工業機能の充実・維持を図り、産業基盤を強化し、地域産業の活性化を図る。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域については区域区分を行わないものとする。

(2) 区域区分を行わない理由

当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などの広域的な拠点性を有する区域などではないこと、また、現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

市街地と市街地外に区分し、広域的な観点から、土地利用の主要な事項について、その増進、集約等について記述し、また、機能の集約等を想定した主要な拠点の位置づけを記述する。

1) 市街地の土地利用の方針

土地利用の整序や良好な市街地環境の確保等を図るため、土地利用の区分に応じて適正な誘導を図る。

① 商業・業務地

～JR肥前鹿島駅西側の既存商店街～

- ・ JR肥前鹿島駅の西側の既存商店が集積している地区については、鹿島市における商業の中心をなしており、中心市街地の活性化を図るため、JR肥前鹿島駅周辺の整備と一体となった、商業空間の整備、商業・業務機能の集積を強化し、活気のある商業・業務地の形成を図る。

～鹿島市役所周辺～

- ・ 鹿島市役所周辺地区には、市役所のほか、市民会館や生涯学習センター、福祉会館など、主要な公共施設が立地しており、行政・福祉サービス機能の充実した、住民の生活利便性の高い市街地の形成を図る。

② 工業地

～既存工業団地等～

- ・ JR肥前浜駅周辺に立地する大村方工業団地や浜工業団地、北部の国道207号沿道に立地する工業集積地については、既存企業の育成、産業基盤の充実などを進め、工業機能の充実・維持を図る。

③ 住宅地

～中心市街地周辺部～

- ・ 中心市街地周辺に広がる住宅地では、生活利便施設の立地を許容し、中低層を主体とする住宅地の形成を図る。
- ・ 国道207号、444号や県道などの幹線道路沿道周辺においては、居住環境を損なわない商業・業務との混在を許容しつつ、良好な居住環境の住宅地の形成を図る。

～国道207号バイパス沿道～

- ・ 国道207号バイパス沿道周辺においては、沿道サービス型施設の立地を許容し、生活利便性の高い住宅地の形成を図る。

～一般住宅地～

- ・ 中心市街地の周辺部より西側に位置し、国道 207 号バイパスの後背地となる地区については、低層住宅を中心とし、必要な都市基盤整備を進めて、居住環境の良好な住宅地の形成を図る。

2) 市街地外の土地利用の方針

① 農地、集落等

[優良な農地の保全]

- ・ 既成市街地周辺は、広大な水田地帯を形成しており、この優良な農地の保全を図る。

[秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針]

- ・ 国道 207 号バイパス沿道において民間等による宅地開発が進行していることから、計画的な市街地整備の状況等を踏まえ、適切な土地利用を検討する。
- ・ 既存集落等では、必要な生活基盤の整備等により、居住環境の改善を図るとともに、宅地開発等においてはその周囲の環境と調和した土地利用を図る。

② 森林等

[自然環境の保全]

- ・ 蟻尾山や祐徳稻荷神社周辺の森林等については、今後も良好な自然的環境の維持・保全を図る。

3) 主要な拠点の位置づけ

① 商業・業務拠点

- ・ JR 肥前鹿島駅西側の既存商店街を中心とした地区を商業・業務拠点と位置づけ、行政サービスや商業施設の充実を図るとともに、交通結節機能の充実・強化を図る。

② 生活交流拠点

- ・ 鹿島市役所周辺を生活交流拠点と位置づけ、各種公共施設の集積を活かしながら、住民の身近な生活における多様な活動・交流の場の形成を図る。

③ 工業拠点

- ・ 大村方工業団地と浜工業団地を工業拠点と位置づけ、既存企業の育成や産業基盤の充実を図り、周辺環境と調和した、工業機能の維持・充実を図る。

④ 歴史・観光拠点

- ・ 日本三大稻荷の一つである祐徳稻荷神社周辺を歴史・観光拠点と位置づけ、周辺

の既存商店街や博物館などと一体となった、広域的な観光拠点及び歴史文化の拠点としていく。

⑤ 歴史交流拠点

- ・ 歴史的佇まいの残る肥前浜宿の酒蔵通り周辺を、歴史交流拠点と位置づけ、住民の身近な生活における多様な活動・交流の場の形成を図る。

⑥ 自然・レクリエーション拠点

- ・ 陸上競技場や野球場などの運動機能と優れた自然的環境を有する蟻尾山公園を自然・レクリエーション拠点と位置づけ、自然とのふれあいや、スポーツ、レクリエーションの場の形成を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を次に示す。

なお、基本方針については、概ね20年後を目標に本区域における整備の基本的な考え方や方向性を示す。

1) 道路の整備方針

本区域の都市活動等を支えるとともに、ガタリンピック会場など多くの来訪者の集まる区域外の観光資源のほか、南部地域の中心的な都市の武雄市や鹿島市をはじめ、佐賀市、長崎県諫早市などなど他都市との広域的な連携も踏まえつつ、道路の整備方針について記述する。

① 都市の骨格の形成方針

a. 生活軸

- ・ JR肥前鹿島駅周辺の商業・業務拠点と、鹿島市役所周辺の生活交流拠点、肥前浜宿一帯の歴史交流拠点とを結ぶ軸を生活軸と位置づけ、快適な歩行者空間等を整備し、沿道に利便施設等の計画的な誘導を図る。

b. 歴史文化軸

- ・ 祐徳稲荷神社周辺の歴史・観光拠点と、肥前浜宿一帯の歴史交流拠点とを結ぶ軸を歴史文化軸と位置づけ、本区域が有する歴史と文化を感じることができ、回遊性を備えた空間の創出を図る。

② 基本方針

- 南北方向の国道207号、東西方向の国道498号、国道444号等により本区域の骨格が形成されている。
- 良好な市街地環境の形成等を図るとともに、周辺都市をはじめ、佐賀市、武雄市、嬉野町、長崎県大村市方面などとの生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、広域交流ネットワークを形成することが望まれている。
- これらのことから、関連する国道、県道等の整備を推進する。
- 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保やバリアフリー等に配慮する。

③ 主要な道路の配置及び整備の方針

【市街地を形成する道路】

- ・ 市街地を形成する都市計画道路については、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて、適切な配置を考慮し整備推進を図る。
- ・ JR肥前鹿島駅西地区の既存商店街等の中心市街地活性化と連動し、(都)鹿島駅城内線((主)鹿島嬉野線)等の整備を推進する。

【本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路】

- ・ 有明海沿岸道路は、本区域と有明海沿岸の各都市や有明佐賀空港を連絡し、広域的な交流を促進するため、整備を推進する。
- ・ 国道207号は、本区域を縦断し、佐賀市方面との連携、諫早市方面の長崎県との連携を支える幹線道路であるため、整備を推進する。
- ・ 国道444号は、本区域を横断し、大村市方面の長崎県との連携を支える幹線道路であるため、整備を推進する。

2) 河川の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 本区域の河川は、経ヶ岳及び唐泉山に源を発し北流及び東流しながら有明海に注ぐ二級河川である。これまで過去の水害や高潮被害を契機に河川の改修などの治水事業を推進してきたが、土地開発に伴う保水機能の低下による治水安全度の低下もあり、水害から住民の生命、財産を守るため、河川流域が本来有している保水機能の保全や、河川改修事業等による河川整備を図るなど、水系一貫の視点のみならず、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策を図る。特に、浜川については、河川改修事業による治水対策を図るとともに、整備にあたっては、流域に祐徳稻荷神社や歴史的街並みを有した肥前浜宿があることから、街並みの景観とも調和した整備が望まれている。
- 河川特性や周辺地域の環境等を踏まえ、自然と調和した健康な暮らしと健全な環境の創出を図る。
- 今後、地域住民にとって、ゆとりとおいのある生活環境の形成を図り、地域住民に親しまれ、心のやすまる水と緑の豊かな水辺空間の創造を図る。

イ. 整備水準の目標

河川の重要度、近年発生した洪水等を勘案して各河川の地域特性に応じた治水安全度を設定し、環境にも配慮した整備を行う。

② 主要な河川の配置及び整備の方針

浜川水系の浜川については、河川改修事業等により河川整備を図る。また、整備にあたっては、自然環境に配慮した多自然型の川づくりを基本として、生態系の保全や地域住民が身近に自然に触れ、親しめるような整備を図る。さらに、祐徳稲荷神社周辺から肥前浜宿をつなぐ河川であることから、歴史文化軸及び自然環境軸を担う河川としての整備を図る。

また、大規模開発においては、下流河川の流下能力との整合を図り、調整池等による流出量の抑制を図る。

3) 下水道の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 都市における浸水の防除をはじめ、生活污水、工場排水等の衛生的な処理、都市環境や居住環境の向上、鹿島川水系、石木津川水系及び有明海水域といった公共水域の水質保全を図るために、汚水処理に関する県の構想を踏まえつつ、公共下水道の整備促進等を図る。

イ. 整備水準の目標

公共下水道の計画区域について整備を図る。

② 主要な施設の配置及び整備の方針

石木津川河口の浜干拓地内に下水処理場を配置している。また、公共下水道区域の汚水を下水処理場に合理的に収集する幹線管渠を配置する。

公共下水道の整備を促進し、普及率の向上を図る。

また、雨水幹線の整備と排水ポンプ場の排水能力の強化による浸水対策を積極的に促進する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 都市施設の未整備等による都市機能の低下、居住環境の悪化等に対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、市街地の整備を効率的に行うため、土地区画整理事業や地区計画制度等の活用により計画的な市街地形成を図る。
- 特に、市街地内の低未利用地等の有効利用を図る。

2) 市街地の整備方針

- ・ 市街地中心部においては、駐車場の整備や街路整備事業等により中心市街地の再生を図る。
- ・ 既成市街地内における低未利用地については、土地区画整理事業や地区計画制度等の活用により市街地整備を図る。
- ・ 肥前浜宿に代表されるように、伝統的な建築物が密集している地区では、街並みを活かしながら、都市基盤を整備し、居住環境の改善を図る。
- ・ 国道207号バイパス沿道については、沿道サービス型施設の立地を進め、生活利便性の高い住宅地として計画的な市街地の形成を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な自然的環境の整備又は保全に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 公共空地の必要性は、環境保全の上から、また、防災、景観面からもその重要性を深めており、さらに余暇時間の増加に伴いレクリエーション活動及び野外活動の場としての公園・緑地のニーズも高く、こうした機能が総合的に発揮できるように公園・緑地等の自然的環境の充実を図る。
- 公園・緑地等については、アメニティ豊かな環境、自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーションの場として、災害時の避難地や日常生活における住民の身近なレクリエーションの場として、適正な配置を図りながら都市公園等の整備水準を高め、防災性や生活利便性の向上を図る。
- 緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、積極的な取り組みを図る。

2) 主要な緑地等の配置の方針

① 環境保全系統

- 水資源のかん養や生物の生育、生息域等として役目を担う蟻尾山や祐徳稻荷神社周辺に広がる森林、シギ・チドリ等の渡り鳥が飛来し様々な生物の生息する有明海の干潟などは、貴重な自然的環境であることから、今後とも積極的に保全を図る。
- JR長崎本線以東及び国道207号バイパス以西に広がる優良農地は、本区域の基幹産業である農業を支えており、また、貯水機能等の農地のもつ多様な機能を維持するため、今後とも保全を図る。
- 既成市街地周辺に広がる農地についても同様に保全を図る。

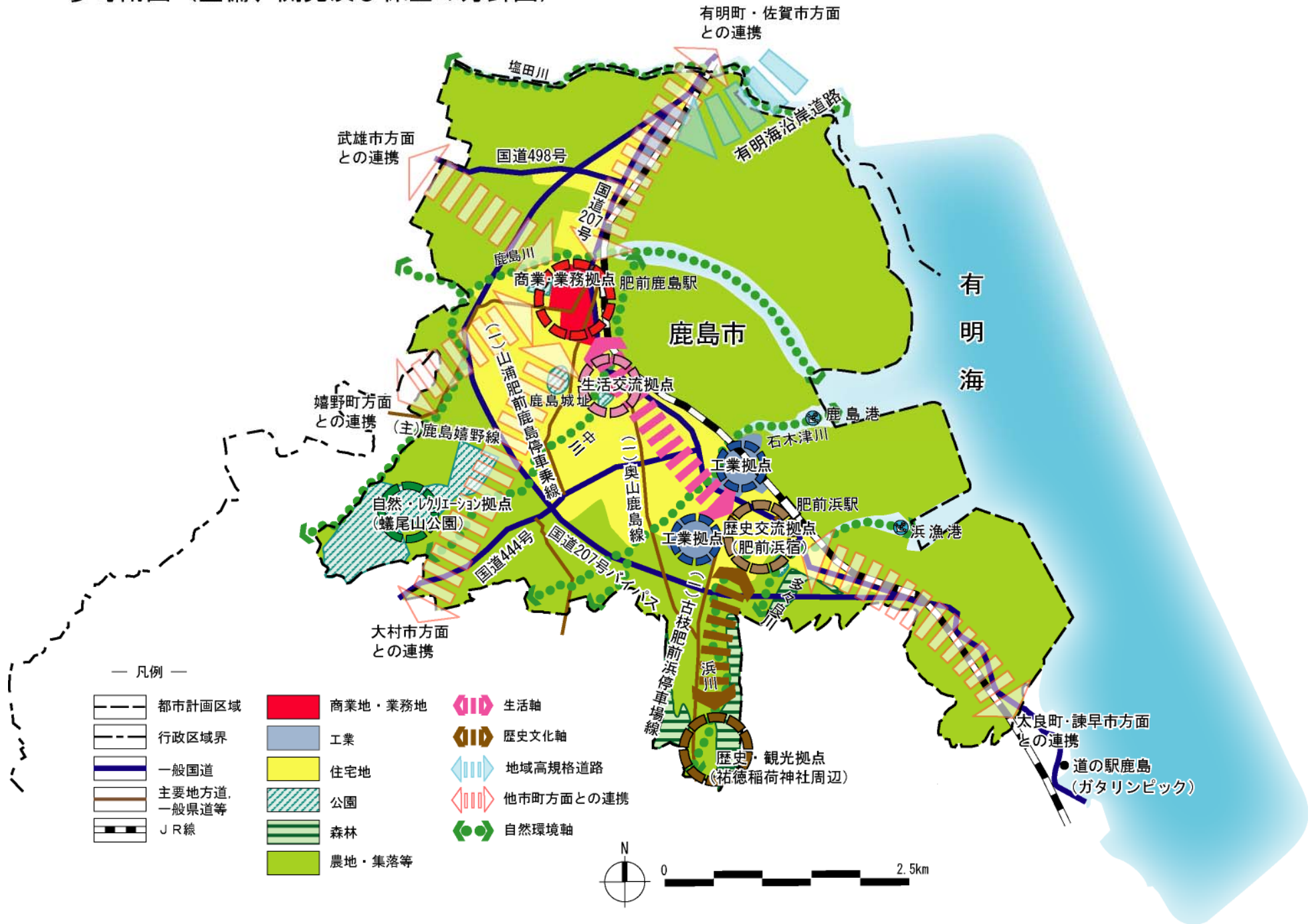
② レクリエーション系統

- 蟻尾山公園は自然的環境を利用したレクリエーション機能の充実や、鹿島城址周辺の歴史的資源を活かした公園整備等を進め、住民が身近に親しめる公園の整備を図る。
- 市街地を東西に横断する主要な河川（鹿島川、中川、石木津川、浜川等）については、河川周辺の市街地等へ潤いのある自然的環境を創出する自然環境軸として位置づけるとともに、区域内の森林等の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。特に浜川については、歴史文化軸としても位置づける。

③ 景観構成系統

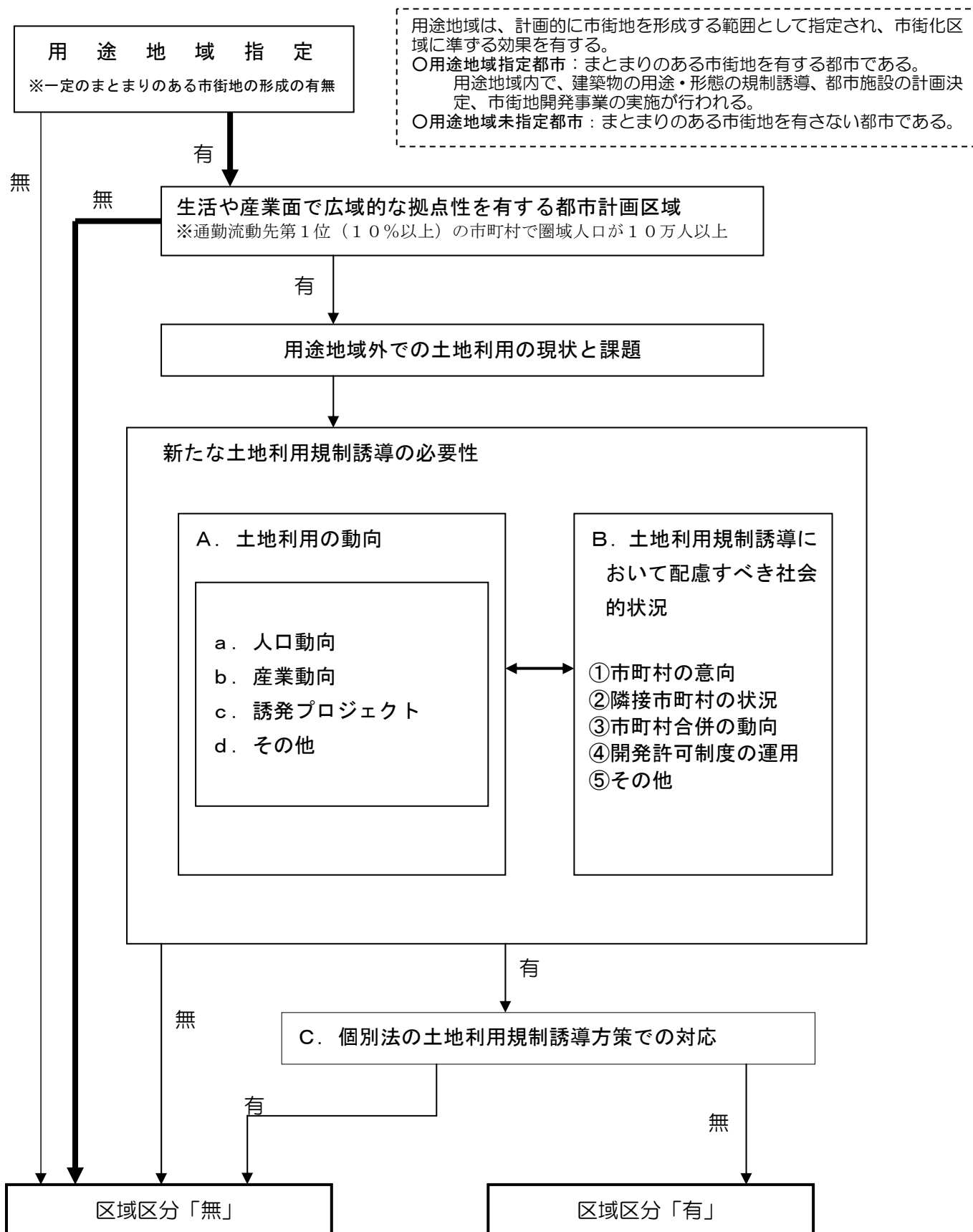
- 本区域は、天然林 120ha が国の「全国水源の森百選」に選ばれ、自然環境保全地域に指定されている多良岳山系を背景に、田園、河川、市街地、有明海と連続する特色ある景観を形成している。また、蟻尾山や祐徳稻荷神社等の緑も本区域の景観を特徴づけており、これらの保全を図る。
- 蟻尾山は鹿島市のまちなみを見渡せる格好の視点場であることから周辺整備を図る。

参考附図（整備、開発及び保全の方針図）



参 考 资 料

■ 区域区分の有無の判断フロー（現行 非線引き都市計画区域）



■用語説明

□アメニティ

豊かな緑や潤いのある水辺、美しい街並みや風景、利便性の高い生活空間や快適な生活環境などの要素に、容易に触れあえる状態を指す。

□汚水処理に関する県の構想

佐賀県全域の汚水処理施設整備の全体像をまとめたもの。市街地や農山漁村地域を含めた市町村全域について、汚水処理施設の計画的、効率的な整備を実施するために、市町村の協力により県が平成15年度に策定。

□幹線管渠

各家庭、事業所など各々から出た汚水は、各地区ごとにまとめて処理場へ向かう太い管に流入する。この太い管を幹線管渠という。

□区域区分

区域区分とは、まち（都市計画区域）を優先的・計画的に市街化を進める「市街化区域」と、市街化を抑える「市街化調整区域」の2つに分けることを指し、「線引き」ともいう。

□交通結節機能

鉄道からバスへ、鉄道から自転車へ、あるいはそれらの逆など、乗り換えが行われるバスターミナルや駅前広場などのように、交通動線が集中的に結節する箇所の機能をいう。

□地域高規格道路

地域の連携の強化と地域間の交流の促進を図り、活力ある地域づくりを実現するため、高規格幹線道路網と一体となって整備される高速交通ネットワークの充実を図る地域の高規格道路を指す。（高規格幹線道路：自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路を指す。）

□地区計画（制度）

住民に身近な地区レベルを対象として、将来のまちの目標やルールを決め、建物の用途や高さなどきめ細やかな計画をつくる制度であり、主に住民が主体となってつくることができる。

□低・未利用地

既成市街地内の更地・遊休地・駐車場など、有効に利用されていない土地のこと。

□都市計画

都市は、住宅、店舗、事務所、工場といった建物や、道路、公園、下水道といった公共施設、森林、河川といった自然環境などによって、形づくられる。都市計画とは、このような都市において、将来どのようなまちづくりを行っていくかを描いて、それを実現していくために、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの計画を、農林漁業と調和を図りながら、そこで暮らしてい

る人たちの意見等を踏まえて、県や市町村が総合的・一体的に定めるものをいう。

□都市計画区域

都市計画区域とは、まちづくりを計画的に進めるために、人の動きやまちの発展の見通し、地形などから、ひとつのまちとして総合的に整備、開発、保全する必要のある区域で、都道府県が指定する。

□都市計画道路

都市計画により定められた道路のことであり、都市の土地利用や交通などの現在及び将来の状況を勘案し、適切な規模及び配置により、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するよう定められる。

□土地区画整理事業

良好なまちづくりに向けて、乱雑な既成市街地、無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、土地の区画形質を整え、道路、公園等の公共施設の整備改善を行う事業を指す。

□ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、建物、環境、製品などをデザインすること。

□用途地域

用途地域とは、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として定められる12種類の地域の総称をいう。

～その他、本編における略記など～

- （主） …主要地方道の略記
- （一） …一般県道の略記
- （都） …都市計画道路の略記